

大台町報徳診療所の今後のあり方について

(答申書)

令和7年3月3日

大台町報徳診療所あり方検討委員会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 大台町報徳診療所あり方検討委員会への諮問内容・・・・・・・・	2
3. 大台町報徳診療所の現状・・・・・・・・	3
(1) 運営状況について・・・・・・・・	3
(2) 経営状況について・・・・・・・・	4
4. 大台町報徳診療所のあり方について・・・・・・・・	4
(1) 地域における診療所の役割に関すること・・・・・・・・	4
(2) 診療所の運営及び経営形態に関すること・・・・・・・・	5
(3) その他診療所の医療提供体制に関すること・・・・・・・・	9
5. おわりに・・・・・・・・	10

◎資料

- 大台町報徳診療所あり方検討委員会設置要綱
- 大台町報徳診療所あり方検討委員会設置条例
- 諮問書
- 大台町報徳診療所あり方検討委員会委員名簿・委員会開催状況
- 第1回 大台町報徳診療所あり方検討委員会 会議資料
- 第2回 大台町報徳診療所あり方検討委員会 会議資料

1. はじめに

大台町報徳診療所（以下、「報徳診療所」という。）は、旧宮川村の当時に病床数 30 床の「宮川村国民健康保険報徳病院」として開設され、平成 18 年 1 月の町村合併による大台町発足に伴い「大台町国民健康保険報徳病院」と名称を変更しました。その後、老朽化による施設整備が必要となった三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院（以下、「大台厚生病院」という。）を含めた医療体制の再編・連携のもと、宮川地域の日常の医療を提供する公的診療所として運営規模を縮小し、平成 27 年に無床診療所として開設しています。

報徳診療所は、病院時代の医療機能を維持・継続し、多種多様な医療専門職が従事し、様々な医療機器類を備え、充実した医療提供体制のもと地域医療（地域に住む人々の健康を支える医療）を提供する役割を担っています。また、「大台町大杉谷診療所（報徳診療所から医師・看護師派遣）（以下、「大杉谷診療所」という。）」と共にへき地診療所として指定されており、地域住民の健康を守るために必要な医療の提供を行っています。

しかしながら、三重県のへき地診療所等で勤務する医師の確保は困難な状況であり、令和 10 年度に医師数の減少が見込まれ、後任医師の確保が課題となることが予測されています。また、近年の診療報酬改定による医業収入の減少や少子高齢化の進展による受診者数の減少も見込まれ、経営状況はさらに厳しくなると考えられます。

こうした状況を踏まえ、報徳診療所の今後の方向性について調査及び検討を行うことを目的に、令和 6 年 7 月「大台町報徳診療所あり方検討委員会（以下、「本委員会」という。）」が設置されました。本委員会は、大台町長より「地域における診療所の役割や、運営及び経営形態に関すること」等について諮問を受け、令和 7 年 1 月までに計 4 回の会議を開催しました。

学識経験者や町民及び医療・介護関係者の代表等により、様々な視点から議論を重ね、ここに答申する運びとなりました。

令和 7 年 3 月

大台町報徳診療所あり方検討委員会
委員長 山本 憲彦

2. 大台町報徳診療所あり方検討委員会への諮問内容

【諮問事項】

大台町報徳診療所の今後のあり方について

(1) 諮問理由

大台町立報徳診療所は、入院病床を有していた「大台町立国民健康保険報徳病院」の医療機能を継続したまま、平成 27 年に無床診療所として開設されました。

開設から約 10 年が経過し、診療所を取り巻く社会環境の変化、高齢化の進展に伴う受診者数の減少などから、今後の診療所の地域における役割や医療提供体制について検討を行い、答申を求めます。

(2) 答申を希望する事項

- 1) 地域における診療所の役割に関すること。
- 2) 診療所の運営及び経営形態に関すること。
- 3) その他診療所の医療提供体制に関すること。

(3) 答申を希望する時期

令和 7 年 3 月

3. 大台町報徳診療所の現状

(1) 運営状況について

報徳診療所は、三重県からへき地診療所の指定を受け、「住民の健康への奉仕」を理念に掲げ、常勤医師2名による内科診療と大杉谷診療所での週2回の診療、三重大学医学部附属病院からの派遣医師による眼科・整形外科診療を週1回行っています。また、訪問診療や医療 MaaS¹⁾（看護師訪問型オンライン診療²⁾）（以下、「医療 MaaS」という。）等の在宅医療を推進するほか、予防接種や健康診断等の保健予防活動及び介護保険事業の訪問・通所リハビリテーションも実施しています。

診療体制は、常勤職員14名と非常勤職員10名の合計24名の職員で運営されています。常勤職員として、医師、看護師、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、事務員を配置し、非常勤職員として、眼科、整形外科の医師、看護師、管理栄養士、医療事務員等を配置しています。また、様々な医療機器を使用し充実した検査体制のもと、各専門職が連携しチーム医療として患者にとって最適な医療を提供しています。

内科外来の1日あたりの平均受診者数は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備し、発熱外来を実施したため新規患者が増加したものの、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均は46.6人となっています。また、内科外来受診者の令和5年度の地区別の割合は、宮川地域の住民が全体の69%を占め、年齢構成は59%が65歳以上という状況です。

住民検診は、内視鏡検査による国保ミニドックの希望者が多く、受診日数を増加したことにより令和3年度に約170人増加しましたが、事業所健診については、令和3年度は31事業所、令和5年度は21事業所となり減少傾向にあります。

介護保険事業のリハビリテーションは、令和3年度から理学療法士が1名体制となったため、通所リハビリテーションの利用者（延人数）は、令和元年度の1,011人をピークに令和5年度には200人に減少しました。訪問リハビリテーションの利用者（延人数）については、令和元年度は324人、令和5年度は441人と年々増加しています。

1) 医療 MaaS とは、通信機器など必要な機材を搭載した車両が地域を訪問し、患者の自宅付近で、オンライン診療（情報通信機器を通して、患者の診療をリアルタイムにより行う行為。診療形態として、主に医師と患者間、看護師が患者側に同席するものなどがある。）等が受けられるサービス。
2) 報徳診療所では、看護師が患者宅に訪問し医師の指示のもと診療の補助行為を行います。

（２）経営状況について

報徳診療所は、平成 27 年度以降、町予算の一般会計で経営しています。令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の累計額は、収入が 7 億 1,489 万円（年平均 約 1 億 4,300 万円）、支出は 12 億 9,372 万円（年平均 約 2 億 5,900 万円）であり、一般財源³⁾からの補填は 5 億 7,883 万円（年平均 約 1 億 1,600 万円）、その割合は 44.7%となっています。

へき地診療所のため、国からの財政支援もありますが、不採算地域に位置していることもあり厳しい経営状況が続いています。

4. 大台町報徳診療所のあり方について

大台町には、入院病床を有する大台厚生病院と診療所が 6 か所あります。宮川地域には、町営の報徳診療所と大杉谷診療所が設置されており、報徳診療所から約 9 km、大杉谷診療所から約 20 km の範囲内に他の医療機関は存在しません。

報徳診療所の令和 5 年度の受診者の割合は、宮川地域の住民が 69%、大台地域の住民は 16% を占めています。大台地域の住民の多くは、最寄りの診療所や大台厚生病院等を受診していますが、合併前から宮川地域に存在している報徳診療所は、宮川地域の住民にとって身近で頼りになる診療所です。

本委員会では、特に宮川地域に存在する報徳診療所のあり方について、以下の事項を議論しました。

（１）地域における診療所の役割に関すること

１）持続可能な医療を提供する役割

報徳診療所は、へき地に設置された診療所として、地域に根ざした『身近なかかりつけ医』として住民が安心・安全に暮らせるように、地域の医療サービスの提供を長年行っています。

この地域にとって「なくてはならない診療所」であり存続が望まれますが、今後の経営状況を考慮すると規模を縮小し、診療所の運営を持続可能な

3) 一般財源とは、町が自由に使い道を定めることができる財源。税収や地方交付税などが主な一般財源にあたります。

ものにしていく必要があります。

報徳診療所は、地域の身近な医療機関として、将来にわたってこの地域に存在し続けるという役割があります。

2) 地域医療を担う役割

報徳診療所は、日常的にみられる病気や外傷などの治療を行うための外来診療に加え、保育園の園医、小中学校及び高等学校の学校医、事業所の産業医、社会福祉施設における嘱託医の役割も担い、各機関の運営においても大きな役割を果たしています。また、予防接種や健康診断等を実施し、地域住民の疾病予防や健康管理も担っています。

報徳診療所は、宮川地域唯一の医療機関として、今後も地域に密着した保健、医療、福祉に至る包括的な地域医療を担う役割があります。

3) 住民の要望に応じた医療提供を行う役割

宮川地域の令和6年の人口は2,487名、高齢化率は50.3%であり、64歳以下の人口減少と比較し、65歳以上の人口減少は緩やかです。今後もさらに人口は減少し、少子高齢化の進展が予測されています。

報徳診療所では、高齢者など在宅医療が必要な方に対し、往診や訪問診療を行っています。令和6年度からは移動手段の確保が困難な方や住環境の状況により外出困難な方を対象に医療 MaaS 事業も実施しています。また、令和5年度における内科外来受診者の41%は64歳以下の受診者で、地域の保育園や各学校における保健管理も含め、若い世代の住民が気軽に受診できるかかりつけ医としての役割も果たしています。

地域に密着し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の要望に応じた医療サービスを提供するとともに、在宅での医療支援を行い、地域住民がいつまでも住み慣れた地域で、家族や友人といきいきと健康に暮らせるように医療の提供を行う役割があります。

(2) 診療所の運営及び経営形態に関すること

1) 診療所の運営に関すること

一般的に、へき地診療所では採算を確保することが難しいとされており、

報徳診療所でも、令和元年度から令和5年度までの5年間で、収入の平均が約1億4,300万円、支出の平均が約2億5,900万円となり、収入を大きく超える支出が発生しています。その結果、毎年平均で約1億1,600万円を町の一般財源から補填している状況です。

さらに、今後は人口減少による医療需要の減少が予測され、診療所の収入もさらに減る可能性があります。

町全体の保健衛生費（町民の健康や疾病予防に関する予算）の5年間の平均は約4億500万円ですが、そのうち約1億1,600万円が報徳診療所の運営に充てられており、町の財政には大きな影響があります。

このような状況を踏まえ、医師数の減少が見込まれる令和10年度に向けて、診療所の役割に応じた医療を提供するため、町内外の医療機関と連携を図り、診療科の見直しや必要性を見極めた医療機器の選定を行いながら、診療所の規模や体制を整えていくことが必要であると考えます。

① 外来診療について

外来診療の内科は、人口減少や高齢化などにより受診者数の増加を見込むことが難しく、医師確保も困難と予測されるため、内科医師を1名体制とすることが望ましいと考えます。

眼科、整形外科の令和元年度から令和5年度までの5年間の1日あたりの平均受診者数は、眼科は5.4人、整形外科は15.4人という状況です。両科ともに高齢化が進む地域には必要な診療科であるものの、受診者数も少ない状況であり、同じ診療科を掲げる近隣医療機関と連携を図り、診療回数の削減や廃止について検討する必要があると考えます。

② 在宅医療について

在宅医療サービスは、患者の状態に応じて、往診、訪問診療、医療 MaaS 事業を行っています。高齢者人口は緩やかに減少していくものの、高齢者夫婦世帯・独居世帯の割合は高く、移動手段の確保が難しい状況が予測されます。住み慣れた自宅で高齢者が望むまで暮らし続けられるように、在宅での介護や看取りを実現するためには、近隣の医療機関や介護保険事業所等と連携し、サービス提供を進める体制づくりを継続する必要があると考えます。

③ 保健予防事業について

健康診断や予防接種業務、産業医や学校医等の業務については、医師 1 名体制となるものの、現状をできる限り維持できるように実施方法などを検討し、取り組む必要があると考えます。

④ 介護保険事業について

介護保険で行う訪問・通所リハビリテーション事業は、同様のサービス提供を行う老人保健施設みやがわが隣接していることから、事業所の継続について検討を行う必要があると考えます。

⑤ 薬局業務について

外来診療の処方薬は院外薬局で行われていますが、特別養護老人ホームやまびこ荘の入所者の調剤は、病院時代から引き続き報徳診療所で行われています。この調剤業務も外来診療の処方と同様に院外薬局で対応できるかどうかについて事業所と協議し、取り組む必要があると考えます。ただし、処方数が増加することにより院外薬局の人員体制等に関わる問題も生じるため、近隣の院外薬局も交えて協議を進めることが適切であると考えます。

⑥ 大杉谷診療所について

大杉谷地区の令和 6 年の人口は 182 名、高齢化率は 69.2%であり、大杉谷診療所の令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の 1 日あたりの平均受診者数は 5.4 人という状況です。今後も人口減少が予測され、受診者数の減少も見込まれます。大杉谷診療所は 2 人の医師がそれぞれ週 1 回ずつ診療に出向いていますが、交通の利便性が悪く、訪問診療や医療 MaaS 等の在宅医療を利用する患者が増加しています。

今後、医師の負担を減らすためにも、大杉谷診療所において状態が安定している慢性疾患の受診者についてはオンライン診療を活用し、診療回数の削減を検討していく必要があると考えます。

⑦ 診療日時について

外来診療の時間や曜日については、優先する業務内容に応じて柔軟に検

討する必要があります。外来診療以外にも、在宅医療サービスの充実や保健予防事業の継続が望まれており、1名の医師では負担が大きくなると予測されるため、外来診療との時間調整を図る必要があると考えます。また、令和5年度の64歳以下の受診率は41%であることを踏まえ、若い世代の住民が受診しやすい曜日や時間設定も検討する必要があると考えます。

この地域の17時から22時までの一次救急（症状が軽く緊急性も低い、入院の必要がない軽症状患者に対して行う救急医療）については、週4日は大台厚生病院、週3日は報徳診療所が担うように、大台厚生病院、大紀町及び大台町が紀勢地域の休日夜間診療体制に関する契約を平成27年に交わしています。報徳診療所では、令和2・3年度の新型コロナウイルス感染症拡大時には夜間診療を休止していましたが、令和4年度以降は終了時刻を18時に変更し、医師、検査技師、看護師、事務員の各1名で対応してきました。しかし、令和5年度の年間利用者数は15名と少なく、時間外診療について再検討する必要があると考えます。

⑧ 医療機器類について

医療機器の耐用年数は6年から7年とされていますが、現在使用中の医療機器のほとんどは、保守・点検を行っているものの耐用年数を超過しており、故障時の修理が困難となっています。医療機器は特殊性が高く高額であり、購入費だけでなく年間保守料や修理代が予算を圧迫しています。報徳診療所で利用可能な医療機器は大台厚生病院にも設置されており、臨床検査については、松阪地区医師会に委託して実施できる体制が整備されています。大台町全体の医療資源を持続可能とすべくするためにも、町内外の医療機関等と機能を分化し、連携を図ることで機器の段階的な削減に努める必要があると考えます。

⑨ 職員体制について

報徳診療所の令和5年度の支出における人件費は1億6,713万円で、支出に占める割合は77.4%です。事業規模の縮小に伴い、人員規模についても見直しを検討する必要があると考えます。

令和10年度以降の医師1名体制に向けて、医療MaaSの活用やこれまで

活用してこなかった三重県内のへき地医療拠点病院からの代診医派遣を依頼するなど、新たな体制づくりに取り組む必要があると考えます。

これまで、地域住民の健康を守るために尽力してきた医療従事者に対して敬意を表し、今後の処遇についても丁寧な対応に努めていただく必要があると考えます。

2) 診療所の経営に関すること

へき地診療所は採算確保が困難である一方で、民間の医療機関では担うことが難しい地域住民にとって不可欠な医療を提供する使命があります。今後も、地域医療に深く関与し、住民の健康と安心を守り続けるためには、現在の経営方式である大台町による直営を維持することが適当であると考えます。また、一般財源の負担を軽減するためには、職員の経営感覚やコスト意識の醸成が重要です。厳しい経営状況を自覚し、常に危機感を持ちながら医業収益を向上させるための目標設定を行い、定期的に評価・見直しを行い経営改善に努める必要があると考えます。

(3) その他診療所の医療提供体制に関すること

報徳診療所への受診には、町営バスの3路線、8往復の運行と診療所独自の送迎2路線があります。受診者の多くは自家用車を利用していますが、高齢化に伴い免許返納率の増加が見込まれ、定期受診が困難になる方の増加が予測されます。また、医療機器の見直しにより、従来報徳診療所で行われていた検査ができなくなることも考えられるため、移動手段の確保について大台町で検討する必要があると考えます。

在宅医療に対する要望は、今後も高まることが予想されます。在宅医療の提供は、日常の療養支援から急変時の対応、看取りの支援まで、患者の状況に応じた適切な対応が必要となります。町内全ての診療所は在宅医療に対応しているものの、医師の業務負担増加が懸念されるため、町内外の訪問看護事業所や介護事業所とも連携し、チームで支える体制づくりが必要であると考えます。

5. おわりに

この答申は、今後の報徳診療所のあり方について、診療所の現状を踏まえ、議論を重ねて方向性をまとめたものです。

この答申を受けて、大台町においては十分な検討を行い、地域住民の要望に応じ、できるだけ地域住民の居住地に近い場所で安心・安全な医療を提供する診療所運営が行われることを願います。また、地域住民の理解を得ながら対応するよう、重ねてお願い申し上げます。以上で答申の結びとします。